

## 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

現在、日本社会では、年金・医療・福祉などの社会保障制度はもとより、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、新たな貧困と労働の商品化が広がるなど、社会不安が深刻さを増している。

こうした中、「協同労働の協同組合」は、働くものが出資しあい、全員参加の経営で仕事を行う組織であり、国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動を続けている。

しかし、根拠法がないなど、まだまだ社会的理解が低いことから、こうした活動をさらに活発化していくためには、法整備が必要不可欠である。世界の主要国では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されている。

日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、国会では超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まった。

「協同労働の協同組合」は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに関難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものである。

よって、国においても、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかに制定するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月25日

千葉県成田市議会